



# 大津市公報

平成 30 年 9 月 3 日  
号外 (第 53 号)

発行所 大 津 市 役 所  
発行人 大 津 市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目 次

### 規 則

- 64 大津市庁舎管理規則の一部を改正する規則..... 1
- 65 大津市契約規則の一部を改正する規則..... 1

## 規 則

大津市庁舎管理規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 9 月 3 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第64号

大津市庁舎管理規則の一部を改正する規則

大津市庁舎管理規則(昭和42年規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中「おいて、」を「おいて」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 この規則において「庁舎管理者」とは、次の各号に掲げる庁舎の区分に応じ、当該各号に定める者であって、庁舎の管理に関し権限を有するものをいう。

市役所の庁舎

- ア 各課(課に相当する組織を含む。以下同じ。)に割り当てられた執務場所 当該課の長(不在の場合にあっては、当該課における次席の職員)
- イ 市長室 市長及び秘書課長(秘書課長が不在の場合にあっては、秘書課における次席の職員)
- ウ 副市長室 副市長及び秘書課長(秘書課長が不在の場合にあっては、秘書課における次席の職員)
- エ 部長室等 部長等並びに当該部内の事務事業に係る連絡及び調整に関する事務を所管する課の長(当該課の長が不在の場合にあっては、当該課における次席の職員)
- オ 会議室等 当該会議室等を使用する課の長(不在の場合にあっては、当該課における次席の職員)
- カ アからオまでに掲げる場所以外の場所 総務部管財課長及び総務部管財課長がその都度指定する職員支所その他の出先機関の庁舎 支所長その他の出先機関の長(不在の場合にあっては、当該出先機関における次席の職員)

第3条第1項中「および第5号」を削り、同項第1号中「会合等」を「集会、会合等」に改め、同項第3号中「、または」を「又は」に改め、同項第5号を削り、同条第2項中「または」を「又は」に改める。

第6条第1項中「庁舎の管理に関し権限を有する者」を「庁舎管理者」に改め、同項第1号中「同条第1項」を「同条第1項各号」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第7条中「陳情等」を「陳情、見学等」に、「入ろう」を「立ち入ろう」に、「総務部管財課長」を「庁舎管理者」に改める。

第8条中「総務部管財課長」を「庁舎管理者」に改める。

第9条中「行ない」を「行い」に、「総務部管財課長」を「庁舎管理者」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。  
平成30年 9 月 3 日

大津市長 越 直 美

### 大津市規則第65号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則(昭和40年規則第35号)の一部を次のように改正する。

第21条の2中「第43号」を「第44号」に改め、第43号を第44号とし、第39号から第42号までを1号ずつ繰り

下げ、第38号の次に次の1号を加える。

(39) 市議会の会議等の会議録等作成業務

第21条の3第2項第5号中「前条第40号」を「前条第41号」に改め、同条第3項中「前条第41号から第43号まで」を「前条第42号から第44号まで」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。